| 資　料　提　供 | |
|---|---|
| 令和８年１０月３０日 | |
| 所属名（担当者） | 鳥取県住宅供給公社事務局（寺坂） |
| 電　話 | ０８５７－２７－７３３４ |

# 県営住宅の随時募集について（東部）

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。入居者の募集は毎月初日から５日間を募集期間として行っておりますが、下記の募集住戸については、入居者が決定するまで随時募集を行います。

記

１　募集期間　　令和８年１１月２日（月）～　募集住戸の入居者が決定するまで
（土曜、日曜、祝祭日を除く。午前９時００分～正午、午後１時～午後５時００分）
※募集住戸に申し込みがあった場合は、募集を締め切ります。

２　受付窓口　　鳥取県住宅供給公社事務局
（鳥取市田園町４丁目２０７番地　タナカビル２階　電話０８５７－２７－７３３４）

３　入居可能日　　窓口にてご相談ください

４　募集住宅　　８戸

| 団地名称 | 所在地 | 建設年度 | 構造 | 階数 | 部屋番号 | 間取り | 入居時家賃(円) | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東浜団地 | 鳥取市浜坂<br>四丁目 10-4 | 平成 13 年 | 中層耐火<br>3 階建 | 3 階 | 4 棟<br>4-301 号 | 4DK | ２９，６００<br>～<br>６８，１００ | 多子・多人数世帯<br>※1 |
| 浜坂第一団地 | 鳥取市浜坂<br>五丁目 1 番 | 平成 11 年 | 中層耐火<br>3 階建 | 3 階 | 3 棟<br>3-301 号 | 4DK | ２９，１００<br>～<br>６６，８００ | 多子・多人数世帯<br>※1 |
| 浜坂第二団地 | 鳥取市浜坂<br>五丁目 8-25 | 平成 3 年 | 中層耐火<br>3 階建 | 3 階 | 5 棟<br>5-305 号 | 3DK | ２１，３００<br>～<br>４９，１００ | |
| ひばりが丘団地 | 鳥取市浜坂<br>六丁目一番 7 | 昭和 54 年<br>(H23 住戸改善) | 中層耐火<br>4 階建 | 1 階 | 54-7 棟<br>7-104 号 | 4DK | ３０，５００<br>～<br>７０，０００ | 多子・多人数世帯<br>※2<br>エレベータ付き |
| 末恒第一団地 | 鳥取市美萩野<br>一丁目 55-3 | 昭和 51 年<br>(H13 住戸改善) | 中層耐火<br>4 階建 | 1 階 | 51-7 棟<br>89 号 | 4DK | ２８，４００<br>～<br>６５，２００ | 多子・多人数世帯<br>※1<br>エレベータ付き |
| 末恒第二団地 | 鳥取市美萩野<br>二丁目 228-2 | 昭和 54 年 | 中層耐火<br>3 階建 | 2 階 | 54-3 棟<br>40 号 | 3LDK | ２４，０００<br>～<br>５１，９００ | |
| 末恒第二団地 | 鳥取市美萩野<br>二丁目 228-2 | 昭和 55 年 | 中層耐火<br>3 階建 | 1 階 | 55-7 棟<br>77 号 | 3LDK | ２０，８００<br>～<br>４７，７００ | ※3 |
| 面影団地 | 鳥取市面影<br>一丁目 13-3 | 昭和 47 年<br>(H05 住戸改善) | 中層耐火<br>4 階建 | 4 階 | 4 棟<br>4-401 号 | 4DK | ２３，７００<br>～<br>５４，６００ | 多子・多人数世帯<br>※1 |

（注１）単身者は、一次募集対象者（※）及び留学生の場合のみ、３ＤＫ以上の住戸へ申し込むことができます。
※一次募集は、優先募集に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、若者夫婦世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯（所得が月額１万円以下）、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。

（注２）※１の多子・多人数世帯は、優先入居対象者（注）かつ４人以上の世帯が対象となります
（注）優先入居対象者とは、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯（所得が月額１万円以下）、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等となります。

（注３）※２の多子・多人数世帯は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 3 人以上の世帯又は、世帯員 5 人以上の世帯が対象となります。

（注４）※３の団地（の一部）は、土砂災害警戒区域（イエロー区域）の指定区域内に位置しています。イエロー区域とは崖崩れや土石流等の災害が発生した場合、土砂等が到達し被害が生じるおそれがあると認められる区域です。鳥取市が作成しているハザードマップなどを活用し、防災情報を収集するなど「日ごろからの備え」を心がけ、いざとなったら「早めの避難」を呼びかけている団地ですので、その旨をご承知の上でご応募下さい。

（注５）住戸改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や建て替えた住宅ではありません。

（注６）エレベータ付き住宅では、エレベータの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。

（注７）入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上ご応募下さい。

**■詳しくは、鳥取県住宅供給公社事務局（電話０８５７－２７－７３３４）までお問合せ下さい。**